

**「第3次長崎県動物愛護管理推進計画（素案）」に対する
パブリックコメントの募集結果について**

「第3次長崎県動物愛護管理推進計画（素案）」についてパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する県の考え方を取りまとめましたので公表します。

1. 募集期間

令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載
- ・ 県生活衛生課、県政情報コーナー（県庁県民センター内）
- ・ 各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）
- ・ 各振興局保健部（各県立保健所、長崎県動物管理所）
- ・ 長崎市動物管理センター
- ・ 佐世保市生活衛生課

4. 意見の件数

40件（9名）

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・ 素案に修正を加え、反映させたもの	4
B	・ 素案にすでに盛り込まれているもの ・ 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施・遂行の中で 反映させていくもの	27
C	・ 今後検討していくもの	3
D	・ 反映することが困難なもの	3
E	・ その他	3
計		40

6. 提出された意見の要旨及び県の考え方

2 長崎県の動物愛護管理の現況及び前計画の検証

(4) 犬及び猫の殺処分頭数

番号	意見要旨	県の考え方	区分
1	<p>犬猫殺処分数の収容頭数に対する割合はどのように推移しているのか。内訳としての殺処分理由も知りたいです。 (各管轄保健所での収容頭数、返還率、殺処分率も合わせて知りたいところです)</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、収容頭数に対する殺処分率を追加しました。各保健所の詳細については、業務統計資料として県のホームページに掲載していますので、ご参照ください。</p> <p>殺処分の理由について、猫は処分頭数の7割以上が「産まれたばかりの子猫」、犬もほとんどが「捕獲された野犬」であり、譲渡することが困難で殺処分せざるを得ないものでした。このことについても、いただいたご意見を踏まえ、記載内容に反映いたしました。</p>	A

3 計画の基本的事項

(2) 計画の基本方向

番号	意見要旨	県の考え方	区分
2	<p>1) 動物愛護の普及啓発</p> <p>以下の内容を啓発すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に猫は、過剰繁殖による殺処分数の増加や周辺的生活環境に影響を及ぼす原因であることから、屋内飼養を推進する。これは、疾病や交通事故など不慮の事態、虐待防止、健康や安全の確保などから見ても大切である。 ・不妊去勢（繁殖問題、マーキング、鳴き声、オス同士のケンカ等の抑制として有効であることを伝える） ・飼い犬や飼い猫がいなくなった場合の、飼い主がとるべき措置（連絡先等） <p>啓発の方法については、以下の方法を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビを利用した普及啓発 ・市町と連携した活動として、パンフレットを作成し市町と配布する、市町の広報及びHPを活用する。 	<p>適正飼養管理については、13ページ「1) 飼い主に対する普及啓発」に啓発すべき内容とその方法を掲載しています。</p> <p>今後、適正飼養の普及啓発にあたり、いただいたご意見を参考としながら、効果的な周知に努めてまいります。</p>	B
3	<p>2) 動物の適正飼養管理の推進</p> <p>行政と動物業界（動物病院、ペットショップ、サロン、トレーナー、その他）と連携し、犬猫の生活環境のQOLの向上の為に、飼い主に飼い方や病気予防についての指導が必要だと感じます。</p>	<p>現在でも、動物病院やトレーナーと連携し、飼い方指導等を実施しております。</p> <p>今後も、犬猫の生活環境の向上を含めた動物愛護管理の取組を進めるうえで、飼い主に対する適正飼養の普及を進めてまいります。</p>	B
4	<p>3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり</p> <p>引き取られる動物を減らす取組とは、捨てられる動物を減らす、捨てる人を減らす取組と違っていいんでしょうか？それならその取組はとてもいいと思います。</p> <p>やはり、譲渡に力を入れていかないといけないと感じます。ものすごく大変な道のりだと思いますが、行政には頑張ってほしいです。</p>	<p>県では、「引き取られる動物を減らす取組」として、飼い主に対する適正飼養の指導、地域猫活動等の野良猫不妊化の推進などを行っています。</p> <p>また、やむを得ず引き取った動物についても、できる限り譲渡ができるよう、関係者と連携しながら、今後も譲渡活動を推進してまいります。</p>	B

5	①県の役割 総合的かつ広域的な施策を策定ということで、具体的なことを記載されていません。 どのようなことを、どこと連携して進めていくのか、もう少し具体性をもって提示し、計画全体の着実な進行管理の役割を果たしてもらいたいと思います。	ここで記載している内容は、本計画の基本的な方向性を示したものであり、具体的な施策については、12ページ以降の「施策別の取組」にて詳細を記載しています。	B
6	③その他の市町の役割 役割に応じることができるよう、県は、市町に対して以下のような連携をすべきと考える。 ・最新情報の提供や情報交換を行う。 ・市町の担当者に対して、実務研修を実施する。 ・マニュアル作成のような、苦情や相談業務の為の対応を支援する。	市町等の関係者との取組について、24ページ「(7) 県民参加の動物愛護推進のための基盤整備」に、いただいた意見を含めた内容で記載しています。 今後、県と市町との連携を図るうえで、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	B
7	④(公社)長崎県獣医師会の役割 役割に以下のような内容を含むべき ・動物虐待(疑い含む)を発見した場合、通報する義務がある。 ・飼い主等へ、不妊去勢措置、マイクロチップなどの正しい知識を普及啓発する。	動物虐待につきましては、14ページに記載していますとおり、虐待疑い時は獣医師の通報が義務化されています。 飼い主の適正飼養についても、県獣医師会と連携し、取り組んでまいります。	B
8	⑦県民の役割 県民同士の相互の理解が大切であり、関係を良くしていく必要があることから、以下の部分のように変えていただきたい。 「お互いの立場を尊重し理解を深め、よりよい関係を築いていくことが求められます」	県民一人ひとりの動物に対する考え方は多様であることが前提であり、そのうえでお互いの立場を十分尊重することが求められることとしており、ご意見の内容も含んでおります。	B

5 施策別の取組

(1) 動物の適正飼養管理と動物の健康と安全の確保

番号	意見要旨	県の考え方	区分
9	1) 飼い主に対する普及啓発 ①啓発すべき主な内容 (ア) 終生飼養 次のように変えて頂きたい 「飼い主は、社会的責任を十分に自覚し、飼養する動物が命を終えるまで適切に飼養する責任がある。」 また、飼い主が高齢化で飼えなくなることが増加していることから、譲渡につながるマッチングの機会を設けて頂きたい。	本項目で記載した「責任」については、動物の命に対する責任のほか、動物による危害や迷惑問題の防止といった責任も含んでおり、ご意見の内容も汲んでいると考えております。	B
10	(ウ) 所有者明示 「マイクロチップ」の普及については、飼い主との接点が多い獣医師による普及啓発が最も有効であると考えます。	マイクロチップの普及啓発については、取組方法として、関係する機関との協力が必要であると考えています。 なお、マイクロチップを含む所有者明示の普及啓発については、13ページの取組の内容「②啓発の方法」に記載していますが、ご提案いただいた内容も踏まえた表現に修正しました。	A

11	<p>②啓発の方法</p> <p>所有者明示方法として、鑑札、迷子札、マイクロチップが挙げられているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内犬は首輪をつけていないことも多いため、鑑札、迷子札は確認できないことも多い ・鑑札や狂犬病注射済票は、長期に装着することで番号がすれてわからなくなったり、外れてしまうことも多い。また、再発行の手間などを考えると、つけない方も多い。 <p>狂犬病予防注射会場での啓発であるが、その際の内容として、装着の有無を口頭で確認、注意、数の把握（先にあげた鑑札、迷子札、マイクロチップが、それぞれどれくらいの割合なのか。）をお願いしたい。</p> <p>動物病院で注射を受ける場合も、同様の措置をお願いしたい。</p>	<p>3ページ「(2) 犬の捕獲頭数及び返還頭数」にも記載しているとおり、狂犬病予防法に基づく飼い犬への鑑札・狂犬病注射済票の装着については、これまでも市町と連携して周知を図ってきました。</p> <p>逸走した際に元の飼い主に戻ることができるように、適切な所有者明示措置について、13ページの取組の内容「②啓発の方法（ウ）～（オ）」に記載した方法で取り組んでまいります。</p>	B
12	<p>(ウ) 広報媒体の活用</p> <p>県の案に加え、県庁や市役所の掲示板等に、野良猫への不適切な餌やりをやめ地域猫活動に切り替えるチラシや、飼い猫は室内飼いにして不妊去勢するチラシ、犬猫の里親募集のチラシを掲示していただきたい。</p> <p>合わせて、町内回覧板にも啓蒙チラシを載せていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、項目の内容を以下のようにしました。</p> <p>「広報誌・新聞・ラジオ、チラシ等を活用し、目的に応じて積極的かつ効果的な情報発信に努めます。」</p>	A
13	<p>3) 多頭飼育問題への取組</p> <p>昔からの飼い方で不妊手術も行わず、頭数が増えている飼い主がいるのも現実で、地域では把握できていることも多いので、自治会と速やかに連絡し、指導や把握をしてほしい。相談しやすい窓口を設けてほしい。市町村への支援をお願いしたい。</p>	<p>多頭飼育問題への取組は今後の大きな課題となりますので、その取組を進めるにあたり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	B
14	<p>4) 虐待等の通報への対応</p> <p>市民の中には、動物愛護管理法が改正になり動物の遺棄・虐待等の罰則が強化されたことを知らない人も多いと聞くので、法改正の周知と困った時の相談窓口（方法）の設置（わかりやすく）の周知をお願いしたい。</p>	<p>法改正については、これまでも機会を捉えて周知を実施しています。</p> <p>相談窓口の周知についても、関係機関との連携を強化し迅速な対応を遂行する中で、様々な啓発の機会を通じて取り組んでまいります。</p>	B

(2) 犬及び猫の返還及び譲渡の促進

番号	意見要旨	県の考え方	区分
15	<p>休日譲渡会は、譲渡機会を増やすために大変ありがたいのですが、定期的な開催をお願いしたい。(ボランティアや譲渡希望者の予定がたてやすく、足を運びやすくなる) 土日いずれか短時間でも構わないので、センターを開庁できないか。(私もよく尋ねられます)</p> <p>猫の譲渡にあたって、多頭飼いを希望している方にとっては、白血病・エイズの有無は大変重要な問題となるため、センター譲渡の場合、それが確認できず、あきらめることも少なくない。幼猫では確定できないにしろ、その検査結果は希望者にとって重要です。(譲渡活動をしているボランティアのほとんどがしていると思われます)。可能であれば、エイズ・白血病検査を済ませてからの譲渡はできないか。</p> <p>譲渡にあたって…譲渡された動物の避妊・去勢の実施状況を挙げてほしい。実施率によるが、悪いようなら避妊・去勢後の譲渡としてほしい。処置の料金は、飼育責任として飼い主負担が良いと思います。</p>	<p>動物管理所の休日開場については、譲渡促進と同時に動物管理所がどういった所かを知っていただく意図もあります。</p> <p>開催頻度については、動物の収容状況もあり不定期ではありますが、今までは年6回を目安に実施しています(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、現時点では実施できておりません)。土日の開場については、可能かどうか検討させていただきます。</p> <p>譲渡対象の動物への検査については、犬のパルボウイルス検査を実施しております。今後の検査体制については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>譲渡後の避妊・去勢状況については、飼い主の方に対し事後報告を求めています。返答率は7割弱に留まっています。今後、より確実な状況把握に努めてまいります。</p> <p>なお、現状では、避妊・去勢手術を行ったうえでの譲渡は実施しておりません。</p>	C
16	<p>1) 「ながさき犬猫ネット」等の情報サイトの周知促進</p> <p>情報サイトの周知促進の広報拡充として、市町の広報及び回覧板等を利用したり、市町のHPにリンクさせることが必要と考える。そのうえで、市町の広報を支援していく。</p>	<p>県としましても、「ながさき犬猫ネット」の更なる普及については、本計画を進めるうえでの重要な課題としています。</p> <p>周知を促進していくうえで、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	B
17	<p>2) 愛護団体やボランティアと連携した譲渡の推進</p> <p>ボランティア団体は、場所の確保、機材の搬入等々苦労しながら猫の譲渡会を開催しています。子猫が譲渡可能になる夏から冬までは、毎週場所を変えながらの開催にもなります。個人、又団体が預かっている猫の譲渡会を行える場所を確保して頂きたいと思います。アニマルポートの譲渡会でも市民の保護猫も参加させていただけるといいと思います。</p>	<p>現在でも、動物管理所の休日開場の際には、ボランティアの方々にも参加いただき、管理所内のスペースにて譲渡会の合同開催を実施しております。</p> <p>今後の譲渡活動の推進にあたり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	B

(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

番号	意見要旨	県の考え方	区分
18	<p>思いがけない形で、野良猫の不妊手術を今年4件しました。トリマーさんや、猫の愛好家の人の協力で、実費だけで手術してくれる獣医さんに無事、処置してもらい、今、桜ネコとして4匹、朝・夕のエサをやっています。</p> <p>近所の人達からもあたたかく見守ってもらい、エサのさし入れもあります。猫のおかげか、ネズミもいなくなったようです。波佐見町は、子猫は生まれても、カラスにかなり食べられているのも事実です。不妊手術をボランティアで安価でくださる獣医師は長崎県には少ないと聞いています。行政と獣医師が動いて民間ボランティアに頼りすぎないようになるのが望ましいと、ある東京の獣医さんが語っていました。同感です。庭や近所で伸び伸びと生きている猫たちにいやされる毎日です。</p>	<p>現状についてのお話をいただき、ありがとうございます。</p>	E

19	<p>項目は「周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止」となっていますが、現状と課題、取組の内容のどちらも、環境や迷惑問題についてのことがほとんどであり、「動物による危害の防止」については触れていないように見受けられます。</p> <p>危害の防止について何か具体的な内容があればそれを書き、もし無ければ項目の名称からそれを削除するべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「動物による危害の防止」の内容を追記しました。</p>	A
20	<p>2) 所有者のいない猫への無責任な餌やりが望ましくないことへの周知</p> <p>この取り組みにあたり、餌やりさんは話を聞かない方も多く、ボランティアも苦勞する点の1つです。</p> <p>より多くの方に地域猫活動を知ってもらうことがやはり重要ですので、手術の助成金、相談ダイヤル等をポスターで多くの場所に掲示したりすることで、その活動へ興味をもってもらう必要があるかと思う。</p>	<p>地域猫活動の推進は、本計画でも今後の大きな課題としておりますので、今後の普及啓発を進めるうえで、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	B
21	<p>3) 所有者のいない猫の発生を防止するための取組促進</p> <p>地域猫をもっと理解あるものにしてほしい。</p> <p>役所に野良猫の相談をしても、追い払うことだけをすすめられる。役所の方が地域猫・TNRのことを何も知らなすぎと思う。</p> <p>行政を含め、地域猫の存在を知らないのであれば、もっともっと知っていくべきだと思う。</p> <p>そして、TNRの費用を自治体（県）が少しは出してくれるのであれば、野良猫が子供を産んだ・・・ということは減るのではないかと、殺処分も減るのではないかと思います</p>	<p>県では、地域猫活動を推進するにあたり、野良猫の不妊手術に掛かる費用を負担する制度があります。また、殺処分を減らすうえで猫の不妊化が重要であると認識しております。</p> <p>担当する職員への研修も含め、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	B
22	<p>特に、子猫が生まれたことによる引き取りの増加と周辺住民の苦情は、理由として、野良猫への不適切な餌やりと、不妊去勢手術をしないまま屋外に猫を出す飼い主が多いことがあげられます。そのような人にボランティアとか役所の方々が話をしても、なかなか改めただけません。</p> <p>条例を作り、不適切行為に文書による指導を続けた自治体では、野良猫の苦情も減少し、殺処分も減っています（佐賀県など）。他自治体の取り組みを参考にすれば、長崎県でも同レベルで殺処分を下げられると思います。</p> <p>県としても、条例制定の方向で考えていただきたいとします。</p>	<p>引取りの増加や苦情の発生は、野良猫によるものが多いほか、多頭飼育崩壊も大きな要因であると認識しております。</p> <p>本計画の推進目標達成に向けて、これらの課題に対する取組を強化することとし、条例制定の必要性については、その取組の中で今後検討してまいります。</p>	C
23	<p>県市町の所有する公共施設、公共の場、その周辺にも飼い主のいない猫が多く存在しています。</p> <p>まずは、そこの対策もとる必要があると思います。</p> <p>具体策を検討し、実施するボランティアとの協働で進めて頂きたい</p>	<p>現状でも、ご相談を受けて公園等の公共の場での地域猫活動を実施した例もございます。</p> <p>ボランティアとの協働については、17ページ「(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止」中の取組における「市町等との連携」に、市町以外にボランティア等の関係者も含めています。</p> <p>具体策については、実際の取組の中で進めてまいります。</p>	B

24	<p>無責任な餌やり、未避妊の猫の外飼い等により、繁殖した子猫の引き取り依頼や住民の苦情が発生しています。その解決策として、住宅街や公園に住みついている飼い主のいない猫を、単に排除するのではなく、無責任な餌やりをする人と近隣住民の対立がある地域では、行政が間に入って、地域が協力して取り組む地域猫活動へと導いていただきたい。地域猫活動は、住民、町内会等の関わりなしでは進みません。行政も一体となっていたかかないとボランティアだけではできません。</p> <p>県として、地域猫活動の紹介ではなく、推進をしてもらいたい。</p>	<p>本計画では、「地域猫活動等の野良猫不妊化を推進しており、そうした活動の紹介を様々な機会を通じて行っていく」としていますが、今後の活動において、行政の調整等が必要な場合はご相談ください。</p>	B
25	<p>長崎は所有者のいない猫が多いので、地域猫が広まっていくような具体的な啓発活動支援を明確にしていくとともに、市町村への支援の充実をお願いしたい。</p>	<p>本計画では、地域猫活動等の野良猫不妊化を推進しており、そうした活動の紹介を様々な機会を通じて行っていく、としています。</p> <p>今後、取組を進めるにあたり、市町へ働きかけを行うとともに、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	B
26	<p>活動指標</p> <p>活動指標として、「野良猫不妊化手術の実施」を掲げていますが、頭数目標だけではなく実施の方法も明示してもらいたい。</p> <p>ちなみに、現在ボランティア団体で猫の不妊化活動していますが、手術直後の猫で体調不良の場合、すぐにリターンできず各家庭の倉庫等で何日か飼育の必要があったりというケースもあり、ボランティア会員の負担が増えています。手術直後等の保護猫のシェルターも必要と思います。現場からの意見です。</p>	<p>「野良猫不妊化手術の実施」については、本項目内の「取組の内容」や「トピックス」にある内容に沿って進めてまいります。</p> <p>ご意見の中にある「手術後の猫の管理」等については、事例ごとの対応が必要となるため、実際の取組の中で進めてまいります。</p>	B
27	<p>野良猫不妊化手術の取組及び指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町と協力して普及を図ることが必要と考える。 ・長い期間での継続が必要と思われるが、集中的に早い時期に多くの予算を用い実施することが良好な結果につながると思われる。年間100・200程度の実施では、思った効果が得られるか疑問です。殺処分数を減らす為にも、不妊化手術の頭数を大きく増やして頂きたい 	<p>不妊化手術については、県だけでなく市町単位でも取り組まれており、令和元年度では県下全域で869頭の手術実績がありました。今後も、より効果的に進められるよう、市町との課題共有や働きかけ等を行い、今後の施策を検討してまいります。</p>	C

(5) 災害対策

番号	意見要旨	県の考え方	区分
28	<p>まだまだ災害時の対応はわからない点が多いので、より啓発に力を入れていただきたいです。</p> <p>しつけ教室、災害セミナーの定期開催をお願いいたします。</p>	<p>県では、令和2年10月にペット同行避難に関する検討会議を各市町を対象として実施し、災害時の避難所設置に対し、ペット同行避難における課題や、既に取り組みされている事例等を共有しました。</p> <p>今後も、ペットの同行が可能な避難所の設置に向けて、実際の取組の中で関係機関との連携を進めてまいります。</p>	B
29	<p>災害対策について「救護対応ガイドライン」というのがあるんですね。長崎市は去年の台風の時ペット同行避難所は一つもありませんでした、残念でなりません。</p>		B
30	<p>ペット同伴での避難対策を実施して頂きたい (ペットとの同行避難は、被災者の人命に関わることです)</p> <p>市町の防災計画に避難先での動物の取り扱い及び対応について、どこの市町でも変わらず同じように適切に行われるよう、体制整備を明確にすることが必要です。</p> <p>プロセスひな形を作成し支援を行う。県全体の市町で共有していただきたい。(市町で対応の違いが起らないよう)</p> <p>社会福祉の問題も含まれることから、社会福祉の分野と連携を行い対策をとる必要があると思います。</p>		B
31	<p>県内でも同行避難できる場所は少なく、災害が多くなっている現状、早急に同行避難ができるよう、市町村への支援対策をお願いしたい。</p>		B

(6) 人と動物の共通感染症

番号	意見要旨	県の考え方	区分
32	<p>新型コロナウイルス感染症について</p> <p>社会的な問題となっている新型コロナ感染症への対策を追記願います。</p> <p>これから先も長いスパンで考えていかなければならない重要なことです。</p> <p>ペットの取り扱い及び対策について、県としてどのように考えられているか講じて頂きたい</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、現時点ではペットから人への感染は報告されていません。また、ペットの世話やペットへの感染防止のためにも、「人が感染しないこと」が重要であり、主に人の感染予防対策に取り組む必要があると考えます。</p> <p>現状では「人と動物の共通感染症」には位置づけられていないことから、本計画の項目には記載しないこととしております。</p>	D
33	<p>飼い犬の登録・注射の実施の徹底</p> <p>飼い犬の場合、100パーセントが求められます。</p> <p>現状、飼い犬の実施率が何パーセントに当たるかの把握ができていますでしょうか。</p>	<p>登録されている犬に対する狂犬病予防注射の接種率は、県全体で70%以上です。</p> <p>飼い犬全体の母数は把握困難ですが、世界保健機関(WHO)の報告では、「犬の接種率が70%以上ないと、狂犬病が侵入した際に流行を抑えることができない」とされています。犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録・注射が義務付けられていることから、24ページに記載していますとおり、飼い主に対し、犬の登録・注射の徹底を促してまいります。</p>	D

(7) 県民参加の動物愛護推進のための体制づくり

番号	意見要旨	県の考え方	区分
34	幼少の頃から動物に接し、動物に対する愛情を育てる事は、成長への影響が大きい。学校においては、忙しいカリキュラムに組みこむ事は難しいようで、ボランティアから話をもちかけても実現にはいたらないことが多い。ぜひ行政主導でお願いしたい。		B
35	動物愛護への関心及び理解を深め知識を高めるための場や教育は、次世代を担う若者・子供たちにとって、とても重要であると感じる。 県下全域の小学校・中学校での「いのちの授業」を実施できる体制を整えて頂きたい。 その為には、獣医師会、動物愛護団体、ボランティアの協力と県市町の支援協力が必要となる。 そして、犬猫も人と同じ大切な命を持ち、感情があること、飼養の仕方や世話の大変さ、家族の一員ということ等、子どもにも理解できる内容のパンフレットを作成して頂き、学校を通じて子どもたちに配布して頂きたい。	動物愛護の推進につきましては、学校等における普及啓発が重要であると認識しております。いただいたご意見を参考に、具体的な取組を検討してまいります。	B
36	動物愛護管理施設の機能拡充に向けて、更なる取組をして欲しい。	県ではこれまでも、動物愛護の拠点施設として、犬・猫舎の増設等の機能拡充を図ってまいりました。 今後も、機能の充実に向けた検討を進めてまいります。	B

6 動物愛護管理推進目標（成果指標）の設定

番号	意見要旨	県の考え方	区分
37	殺処分減少目標について、長崎県は小さな県であるにもかかわらず猫の殺処分では国内トップレベルである。殺処分数減少の目標は、これまでの実績を基準にするのではなく、他自治体と同レベルまで追いつく、とするべきではないか。	7ページ「(6) 推進目標の達成状況」にも記載しているとおり、平成30年度に現計画の数値目標を見直し、引取り頭数を平成18年度の75%減から90%減に上方修正しました。 本計画では、その見直し目標を引き継いで設定しています。これまで以上に引取りや殺処分頭数を減らすことを目指し、そのための取組を進めていくこととしているため、目標の設定については原案のままとさせていただきます。	D
38	10年後に、未だ殺処分減少を目指すことが必要なのか。殺処분을なくす方向にはいかないのか。 殺処分数の問題は、猫の部分が大きいと思うが、所有者不明の猫の引取りをなくしていく、問題となる猫へ不妊化手術を施し元の場所に放す、あるいは終生飼育の徹底、譲渡を広げる仕組みづくり、動物愛護センター機能拡充の取組みなど、いずれも重要な対策である。 また、動物管理所及び保健所等での不妊化手術の実施などの対応が、求められていると考える。	殺処分となる動物については、捕獲され馴化が困難な野犬や、産まれたばかりの野良猫の子猫等も含まれるので、完全に殺処분을無くすことは難しいと考えます。 国の基本指針でも、「殺処분을減らしていくことが必要であり、10年間で半減を目指す」とされています。 県では「引き取られる動物を減らす」「譲渡される動物を増やす」ことで、殺処분을減らすことを目指していきます。その施策を推進していく中で、本計画では基本指針の概ね5年後の見直しに合わせ、令和7年度を目途に行うこととしております。	B

その他

番号	意見要旨	県の考え方	区分
39	<p>提案</p> <p>○マイクロチップの普及促進のために期間限定で補助金を設ける。</p> <p>○町内会において 各家庭の犬猫飼育頭数の把握をお願いしたい。又は、警察の方が毎年訪問に来られるので、そのときに一緒に犬猫についても尋ねていただく等。</p> <p>○畜犬登録の際に、写真も追加してほしい。</p> <p>○譲渡の際・注射の際、各地域のペット同伴可の避難所の案内をお願いしたい。</p>	<p>ご提案内容のうち、「譲渡の際・注射の際、各地域のペット同伴可の避難所の案内もお願いしたいです」については、災害対策の飼い主への普及啓発として、個別の取組の中で対応してまいります。</p> <p>その他については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	E
40	<p>実際のところ、保護犬、保護猫を飼養しているボランティアの殆どが資金力に乏しく四苦八苦状態で活動をおこなっている。</p> <p>全て、動物愛護の精神に基づき、愛護精神の普及啓発、犬猫の尊い命を守るため、殺処分をなくすため、適正飼養を普及啓発させるためである。</p> <p>ボランティアへの資金援助も必要と考える。</p>	<p>ボランティアの皆様には、日頃より動物愛護活動にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>県では、動物愛護管理行政に取り組むための事業費を設定していますが、団体等を指定したうえでの資金援助は難しいと考えております。</p>	E